

Title	〔紹介と批評〕ゲーアハルト・ヴェルシ著『国際刑法〔第三版〕』(2012年)
Sub Title	WERLE, Gerhard Völkerstrafrecht, 3. Aufl., 2012
Author	Osten, Philipp(Goto, Keisuke) 後藤, 啓介
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2012
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.85, No.8 (2012. 8) ,p.51- 60
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20120828-0051

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

紹介と批評

ゲーアハルト・ヴェルレ著

『国際刑法〔第三版〕』（二〇一二年）

一 はじめに

二〇一二年五月、ゲーアハルト・ヴェルレ『国際刑法〔第三版〕』（二〇一二年）⁽¹⁾（以下「本書」とする）が出版された。本書の初版はドイツ語では初めてとなる国際刑法の体系書として二〇〇三年に公刊され、二〇〇七年には二版が刊行された。そして、ヴェルレが還暦を迎えた本年に早くも三版が上梓される運びとなったのである。現在では英語、スペイン語、イタリア語、中国語およびロシア語の五カ国語に翻訳されており、翻訳書の一部はすでに二版を重ねている。⁽²⁾

なお、本書にいう「国際刑法」とは、いわゆる広義の国際刑法、すなわち、国際法に基づいて直接的に個人の可罰性を根拠づけるすべての法規範を対象とする「刑事国際

法」ないし「国際刑事実体法」のことである。⁽³⁾したがって、本書では、いわゆる狭義の国際刑法、すなわち、従来の刑罰法規の場所的適用範囲に関する国内法である「刑法適用法」や「国際刑事司法共助」などは主たる対象ではない。それゆえ、本稿でも特に断りのない限りは、広義の国際刑法の意味で「国際刑法」という言葉を使用する。

二 著者略歴

本書の著者ゲーアハルト・ヴェルレ（以下「著者」とする）は、一九八九年に刊行されたナチス犯罪に関する教授資格請求論文⁽⁴⁾以来、一貫して国際刑法の研究に取り組んできた。二〇一二年現在、著者はベルリン・フンボルト大学法学部の正教授としてドイツ刑法、国際刑法、刑事訴訟法および法現代史の講座を担当している。とりわけ、国際刑法との関係では、著者は、ナチス、旧東ドイツ（DDR）および南アフリカのアパルトヘイトなどの不法体制について、これらの過去を法的にどのように克服するかという問題に長年従事してきた。

著者は一九五二年ドイツのマンハイムに生を受けた。一九七〇年のアビトゥーア（大学入学資格試験）合格後、一九七五年までハイデルベルク大学およびテュービンゲン大

学で法学および政治学を学んだ。一九七五年にハイデルベルクで第一次国家司法試験に合格し、司法修習を経て一九七七年に第二次国家司法試験に合格すると、一九七八年から一九八一年までハイデルベルク大学のカール・ラックナーの助手として指導を受けた。その間、競合犯（罪数）に関する博士論文⁵⁾を執筆し、一九八〇年に法学博士号を取得した。一九八二年から一九八九年にかけては刑事弁護人として実務での研鑽を積む傍ら、ハイデルベルク大学のトーマス・ヒレンカンフの薫陶を受けた。その後、一九八八年に教授資格を付与された後に、一九八九年から一九九三年まではエアランゲン・ニュルンベルク大学で刑法、刑事訴訟法および法哲学を講じた。そして一九九三年に現在のベルリン・フンボルト大学に招聘された。ベルリン・フンボルト大学着任後も、一九九九年から二〇〇一年にかけてドイツ連邦司法省の「国際刑法典」⁶⁾作業部会の委員を務めるなど数多くの役職を歴任し、ドイツだけではなく、世界でも最も影響力のある国際刑法学者の一人として今日も精力的に活動している。海外での活動歴は、ルワンダで政府の顧問としてルワンダ国際刑事法廷に関連して法的助言を行ったほか、日本（本塾大学および関西大学）、南アフリカ（西ケープタウン大学）、オーストラリア（シドニー

大学）およびアメリカ（コロンビア・ロー・スクール）などでの客員教授の経験もあり、極めて多岐にわたっている。

三 構成と概要

まず、本書全体の概要について述べれば、本書は、第一部「基礎」、第二部「総則」、第三部「集団殺害犯罪」（以下「ジェノサイド」⁷⁾とする）、第四部「人道に対する犯罪」、第五部「戦争犯罪」および第六部「侵略犯罪」の六部ならびに付録資料から構成されている八五〇頁にわたる大著である。

第一部「基礎」は、AからIまでの九章から構成され、国際刑法の沿革（A）、定義（B）、法体系上の位置づけ（C）、法源（D）、処罰権能と処罰義務（E）、国際刑事裁判権と国内刑事裁判権との関係（F）、二〇〇二年に設立された常設の国際刑事裁判所（以下「ICC」とする）の機能と仕組みと諸種の国際刑事法廷（旧ユーゴスラビア国際刑事法廷（以下「ICTY」とする）、ルワンダ国際刑事法廷（以下「ICTR」とする）、カンボジア特別法廷（以下「ICTR」とする）、カンボジア特別法廷（以下「ECCC」とする））の概要（G・H）およびドイツ国際刑法典（I）など、国際刑法の前提となる知識が網羅されている。

第二部「総則」は、AからKまでの一章から構成され、

あたかも一般的な刑法の教科書のように、国際刑法「総論」が体系的に編纂されている。具体的にみれば、国際犯罪の概念を定義するところからはじまり(A)、客観的要素(B)、主観的要素(C)、関与形式(D)、上官責任⁽⁸⁾(E)、刑罰阻却事由(F)、未遂・予備(G)、不作為(H)、特権免除(I)、犯罪の競合(J)および訴追条件(K)などについて、まさに刑法解釈論的な手法にならった構成を採りながら、極めて緻密な形で詳述されている。

第三部「ジュノサイド」、第四部「人道に対する犯罪」、第五部「戦争犯罪」および第六部「侵略犯罪」は、ICC規程五条に規定されているICCの四つの対象犯罪(いわゆる中核犯罪⁽⁹⁾)にそれぞれ対応しており、内容としては国際刑法「各論」を構成している。これらの犯罪構成要件については、基本的には、いずれの犯罪についても、以下のような体系立った説明手法が採られている。具体的には、まず、犯罪構成要件の歴史的沿革が説明され、次に、保護法益、犯罪全体の構造などの全体像が俯瞰される。そして、それらを踏まえた上で、具体的な犯罪構成要件の個別の要素について、刑法解釈学的な観点から、ICTY・ICTRなどの諸種のアド・ホック国際刑事法廷およびICCなどで蓄積された数多の判例・学説を十分に引用しながら、

しかも独自の見解をも踏まえて、詳細な分析が丁寧になされている。また、最後に、他の中核犯罪との競合や罪数の問題および国内刑法との関係についても有益な指針が提供されている。

付録の資料としては、AからKまでの一一種類の資料および三種類の索引(判例・法条・事項)が掲載されている。前者をさらに概観すれば、ICC規程(A)の英文および独文が見開きですぐに対比できるような形で全文掲載され、さらに、ICC規程検討会議のカンバラ決議(B・C)の英文抜粋、ICTY・ICTRの両規程(D・E)、ロンドン協定(F)、ニュルンベルク国際軍事裁判所条例(G)の英独文が対比できる形での抜粋、極東国際軍事裁判所条例⁽¹⁰⁾(H)の英文抜粋、ドイツ占領軍管理理事会法律一〇号(I)の英独文が対比できる形での抜粋、ニュルンベルク原則(J)の英文全文およびドイツ国際刑法典(K)の全文が収録され、閲覧の便が図られている。

四 第三版の特徴

第三版での新規加筆事項としては、以下の二つが重要である。すなわち、①ICC予審裁判部での一連の決定を受けての第二部「総則」(とりわけ、D「関与形式」)および

②カンバラ会議の結果を踏まえての第六部「侵略犯罪」について、それぞれ大幅な加筆・修正が行われた。

まず、上記①についていえば、ICCでは、従来の国際刑事法廷とは異なり、ICC規程に詳細な総則が規定され、さらに、同規程二五条三項(a)以下で、これまでは概括的で「未分化」であった国際刑法上の関与形式が細分化され、なかでも近時のICC予審裁判部で間接正犯が大きな役割を果たしていることを受けて、本書でも大幅に内容が加筆・修正されたことが注目される。そもそも、二〇〇二年の開設以降、ICCでは二〇一二年八月の時点で七件の事態について一六件の事件が付託されているところ、ICC予審裁判部は二〇〇七年から二〇〇九年にかけて、このうちいくつかの事件について重要な決定を行った。⁽¹¹⁾そして、二〇一二年三月一日、ICCは初の判決を言い渡したのである。本書では(脱稿・出版時期の都合上)このICC初の判決には触れられていない。しかし、判決に先立ついくつかの決定で使用された関与形式である共同正犯、間接正犯については、三版で新たに書き下ろされている。さらに、これらの概念に加えて、間接共同正犯および共同間接正犯という新しい概念について頁が割かれていることも刮目に値する。⁽¹²⁾また、これら以外の関与形式——ICC規程

二五条三項(b)から(d)までに規定されている関与形式およびICC規程二八条の上官責任——についても、ICC規程二五条三項(a)から(d)および上官責任は、関与者の責任の程度に応じて差異化された一連の関与類型であるという著者のICC規程の体系的な理解を反映しているのか、ICC規程の条文の順序通りではなく、DでICC規程二五条三項(a)から(d)までの「関与形式」が論じられ、その直後のEに「上官責任」が配置されることで、いつその体系化が図られている。

次に、上記②についていえば、本書では、二〇一〇年五月三十一日から六月一日まで、ウガンダの首都カンバラで開催されたICC規程検討会議で議論された侵略犯罪をめぐる合意(カンバラ決議)⁽¹³⁾およびそれによって新設されたICC規程八条の二を受けて、大幅に加筆・修正がなされた。このカンバラ決議では、実体法と手続法の観点から以下の重要な決定がなされた。まず、実体法についていえば、ICC設立時点でも、そもそもの「侵略犯罪」の定義が存在していなかった。そのため、ICC設立後も、「侵略行為」とは何かという侵略犯罪の定義が問題となっていた。二〇一〇年のカンバラ会議ではこの侵略の定義については、一九七四年の国連総会による「侵略の定義に関する決議」

がほぼそのまま踏襲され、史上初めて「侵略行為」の定義が確定され、「侵略犯罪」の可罰性が明文上も疑いの余地がなくなった。他方で、手続法についていえば、カンパラ合意がすでに成立した現時点でも、ICCはまだ実際には侵略犯罪の管轄権を行使することができない。この場合、ICCはいつ・どのような条件で侵略犯罪の管轄権を行使することができるのかという管轄権行使の開始時期および管轄権行使の前提条件が問題となりるところ、これについては本書でも、詳細に議論がなされている。

なお、これ以外の箇所でも、引用についてはいずれも最新の判例・学説が反映されているほか、たとえば、第三部「ジェノサイド」の状況的要素、第四部「人道に対する犯罪」の政策的要素¹⁵および第五部「戦争犯罪」の非国際的武力紛争における特定兵器（毒物、特定の弾丸、生物・化学兵器および対人地雷など）の使用など多数の箇所についても、それぞれICC予審裁判部での一連の決定ないしカンパラ会議の結果など最新の議論状況が参酌され、適宜補筆がなされている。

このように、本書三版ではICCをめぐる本書二版以降の国際刑法の最新の動向も、余すところなくフォローされている。

五 評価

本書が、ドイツだけではなく、世界でも屈指の体系性と専門性を誇る国際刑法教科書であることに疑問の余地はない。すなわち、極めて高く評価されるべき不朽の名著である。とりわけ、いわゆる狭義の国際刑法ではなく、もっぱら広義の国際刑法に重点が置かれていること、また、従来の「国際法」的な視点だけではなく、「刑法」解釈学的手法が徹底されていることは、特筆に値する（特に第二部「総則」がそうである）。さらに、第一部「基礎」の記述の充実振りからも明らかであるように、日本ではともすれば未だに「疑問視されがち」である国際刑法の存在を本書では歴史的・解釈学的に十二分に究明していることも看過しえない。加えて、日本ではまだ全容が解明されているとはいえないICC規程の四つの対象犯罪についても、第三部から第六部にかけて、ICTY・ICTRなどの諸種のアド・ホック国際刑事法廷およびICCなどで蓄積された豊富な判例・文献を縦横無尽に駆使しながら、しかも独自の見解をも交えて、理路整然と議論を展開していることは、大いに模範とされるべきである。その上、版を重ねるごとに、入念な推敲も重ねられ、頁数だけではなく、内容も厚

みを増し、中身がますます精緻化されている。このほかにも、資料を含めてすべての箇所が懇切丁寧に整理され、平明・簡潔なドイツ語で叙述されており、まるで手を取るように優しく、しかし高度なレベルまで、読者を国際刑法の世界に惹き付け、かつ、導いてくれる。たしかに、本書以前にも英語などでの国際刑法の教科書はいくつか存在していた。しかし、本書以前にこれほど体系的な国際刑法の教科書は存在しなかった。また、従来のはどちらかといえば国際法の記述やケースメソッド的な羅列に偏りがちで、刑法解釈学的な視点がほぼ欠如しているものがほとんどであった。そのため、ともすれば刑法学の観点からは奇異に映るような記述もまま見受けられた。そのような意味でも、本書以前は刑法的な観点にも配慮した体系書が渴望されていた。本書は、まさにそのような要望にも（もちろん従来国際法的な要望にも）十分に応えうる「国際刑法の金字塔」と評するべきである。

六 おわりに

最後に、著者と日本（および本書評執筆者）との関係について若干付言しておく。著者は、本書評を執筆している両者に共通するドイツでの恩師である。また、著者には数

度の訪日経験がある。

オステンは、いち早く著者の学恩にあずかった。一九九〇年代にドイツ再統一後の激動期にあつたベルリン・フンボルト大学で著者のゼミの末席を汚して以来、博士論文の指導をはじめとして、今日まで親しく薫陶を受けてきた。

後藤は、すでに本塾大学法学部の学部生であつた二〇〇四年から著者に久しく教えを乞うているほか、本塾大学院に在籍してからも折に触れて著者の警咳に接し、とりわけ昨二〇一一年九月にベルリン・フンボルト大学法学部に留学してからは、著者のレーアシュトゥール・国際刑法研究所にて直接的に指導を仰いでいる。

著者と日本との学術交流は、オステンの日本での恩師である本塾大学の名誉教授・故宮澤浩一と著者との間で、ドイツ刑法学者会議などを機に、一九九〇年代半ばから複数回の対談が行われたことに端を発する¹⁷。このような主として国際刑法をめぐる日独の対話は、ちょうどオステンが学部学生だった頃にはじまったのであるが、大学院生時代になると、よりいっそう親密なものとなり、一九九九年にベルリンの日独センターで開催されたシンポジウム「日本とドイツにおける戦争犯罪等の処理」に結実し、大きな成果をあげた¹⁸。

二〇〇四年に著者は関西大学に客員教授として招聘され、初訪日を実現した。約三カ月にわたる滞日中には本塾大学をはじめ数多の大学で講演会を精力的に行い、法務省・外務省の研究会にも参加した。また、同年五月に広島大学で開催された日本刑法学会第八二回大会では、「国際刑法と国内刑事司法」との題目で基調講演⁽¹⁹⁾を行い、同学会の名譽会員にもなっている。翌二〇〇五年に再び来日し、本塾大学にてジェノサイド罪に関する講演も行った。

二〇〇六年一月四日に慶應義塾創立一五〇年の記念行事の一環として開催された国際シンポジウム「国際刑事裁判所の現在と未来——その意義、実績そして挑戦⁽²⁰⁾」に際して来日した折には、著者は、「ICCと実体法」との演題で基調講演を行い、続く「国際刑事裁判所規程に基づく国内法の整備——実体法に関する立法の諸モデル——」というテーマのワークショップではICC判事・予審裁判部長ハンス・ペーター・カウルとともに司会を担当し、オステンが司会を務めた午後の公開パネルディスカッション「国際刑事裁判所——国際社会および市民社会にとっての意義——」でも、いくつもの示唆に富むコメントで会場を大いに沸かせた。

以上のように、著者はその精力的な啓蒙活動を通じて日

本における国際刑法の研究と普及に大きく貢献したといえよう。本書の刊行を機に、国際刑法の分野における日独の学術交流が今後ますます盛んになることを大いに期待したい。

フィリップ・オステン

後藤 啓介

(1) Gerhard Werle, *Völkerstrafrecht*, 3. Aufl., Tübingen 2012.

(2) 本書の邦訳(全訳)はまだ存在していないが、ヴェルレの論文については、ゲアハルト・ヴェルレ〔著〕≪葛原力三(訳)「国際刑法の国内法化について」ノモス二五号(二〇〇四年)五七頁以下、ゲアハルト・ヴェルレ〔著〕≪フィリップ・オステン(訳)「国際刑法と国内刑事司法」刑法雑誌四四卷二号(二〇〇五年)一三一頁以下などの邦訳がある。

(3) 定義については、フィリップ・オステン「刑法の国際化に関する一考察—ドイツと日本における国際刑法の継受を素材に—」法学研究七九卷六号(二〇〇六年)五一頁以下も参照。

(4) *Gerhard Werle, Jusitz&Strafrecht und Verbrechen*.

- bekämpfung im Dritten Reich. Berlin/New York 1989.
- (5) *Gerhard Werle*, Die Konkurrenz bei Dauerdelikt, Fortsetzungstat und zeitlich gestreckter Gesetzesverletzung. Berlin 1981.
- (6) 国際刑法典は二〇〇二年に発効し、二〇一二年に制定一〇周年を迎えた。ヴェルレによる本法典の評釈としては、本書以外にも、*Gerhard Werle/Florian Jeßberger*, Das Völkerstrafgesetzbuch, Juristen Zeitung (JZ) 2002, S. 725 ff.; *Gerhard Werle*, Völkerstrafrecht und deutsches Völkerstrafgesetzbuch, JZ 2012, S. 373 ff. も参照。なお、邦文献としては、フィリップ・オステン「国際刑事裁判所規程と国内立法—ドイツ『国際刑法典』草案を素材として—」ジュリスト二〇七号(二〇〇一年)二二六頁以下、同「国際刑事裁判所の設立と立法上の対応—ドイツ『国際刑法典』が日本に示唆するもの—(上)・(下)」捜査研究六〇八号六六頁以下・六一〇号六二頁以下(ともに二〇〇二年)がある。
- (7) ジェノサイドについては、後藤啓介「ジェノサイドの犯罪構成要件に関する一考察—ジェノサイド罪の主な特徴と現行日本刑法での対応の限界—」法学政治学論究八〇号(二〇〇九年)三四九頁以下、同「ジェノサイドの『破壊する意図』と五つの個別的行為類型に関する一試論—現行日本刑法でのカバレッジという観点から—」法学雑誌ター
- トンスマン一〇号(二〇〇九年)一一三頁以下なども参照。
- (8) 上官責任については、横濱和弥「国際刑法における『上官責任』に関する一考察—日本刑法上の諸概念との対比を中心に—」法学政治学論究九二号(二〇一二年)三六五頁以下なども参照。
- (9) この点、フィリップ・オステン「国際刑法における『中核犯罪』の保護法益の意義—ICC規程批准のための日本の法整備と刑事実体法規定の欠如がもたらすものを素材として—」慶應義塾大学法学部(編)『慶應の法律学刑事法—慶應義塾大学創立一五〇年記念法学部論文集』慶應義塾大学法学部(二〇〇八年)所収二一七頁以下も参照。
- (10) 東京裁判については、*Philipp Osten*, The Scholarly Debate in Japan about "Crimes against Peace" in the Tokyo Major War Crimes Trial in: *Verein zur Förderung der Rechtswissenschaft* (Hrsg.), Fakultätsspiegel n.F. Bd. 16 (Wintersemester 2011/2012) [Univ. Köln, 2012], pp. 90 *et seq.* およびフィリップ・オステン「東京裁判における犯罪構成要件の再訪—初期国際刑法史の一断面の素描—」法学研究八二巻一号(二〇〇九年)三一五頁以下も参照。
- (11) とりわけ、ICC二〇〇七年一月二九日予審裁判部決定 (*Lubanga*, ICC-01/04-01/06), paras. 322 *et seq.*; ICC二〇〇八年九月三〇日予審裁判部決定 (*Katanga and Chui*,

- ICC-01/04-01/07), paras. 495 *et seq.*: ICC 二〇〇九年三月四日予審裁判部決定 (41 *Baskir*, ICC-02/05-01/09), paras. 213 *et seq.* の三件が重要である。なお、この三件の ICC の予審裁判部決定に関する邦文献としては、フィリップ・オステン「国際刑法における『正犯』概念の形成と意義——ICCにおける組織支配に基づく間接正犯概念の胎動——」川端博ほか〔編〕『理論刑法学の探究③』成文堂(二〇一〇年)所収一一頁以下、後藤啓介「日本刑法における共謀共同正犯と国際刑法における『正犯』概念に関する一考察——中核犯罪の『黒幕』とされる者は如何なる概念によつて捕捉されるべきか——」法学政治学論究八七号(二〇一〇年)三一頁以下がある。
- (12) ICC 二〇一二年三月一四日第一審裁判部判決 (*Lubanga*, ICC-01/04-01/06).
- (13) これらの概念に「こゝでは『Gerhard Werle/Boris Burghardt, Die mittelbare Mittäterschaft – Fortentwicklung deutscher Strafrechtsdogmatik im Völkerrecht?, in: René Bloy u.a. (Hrsg.), Festschrift für Manfred Maiwald zum 75. Geburtstag, Berlin 2010, S. 849 中および後藤啓介「間接正犯論の新展開——ドイツ刑法の現状が日本刑法に示唆するもの——」慶應法学二四号(二〇一二年)六四以下も参照。
- (14) 侵略犯罪とそれをめぐるカンパラ合意については、フィリップ・オステン「『平和に対する罪』を再び裁くこと——国際刑事裁判所における『侵略犯罪』規定採択の意義——」新井誠ほか〔編著〕『地域に学ぶ憲法演習』日本評論社(二〇一一年)所収二七四頁以下(「初出・法学セミナー六七〇号(二〇一〇年)六四頁以下」、同「国際刑法の新たな処罰規定——『侵略犯罪』の意義と課題——」刑事法ジャーナル二七号(二〇一一年)九頁以下、クラウス・クレス＝レオニー・フォン・ホルツェンドルフ〔著〕『フィリップ・オステン』小池信太郎〔訳〕「侵略犯罪に関するカンパラ合意——日本とドイツに示唆するもの——」ジュリス ト一四二二号(二〇一一年)六二頁以下および久保田隆「国際刑事裁判所規程における『侵略犯罪』の新設——カンパラ合意をめぐる諸問題と今後の課題——」法律学研究四六号(二〇一一年)九一頁以下も参照。
- (15) 人道に対する犯罪の最新の議論に「こゝでは『Gerhard Werle/Boris Burghardt, Erfordern Menschlichkeitsverbrechen die Beteiligung eines Staates oder einer „staatsähnlichen“ Organisation?, Zeitschrift für Internationale Strafrechtsdogmatik (ZIS), Bd. 6 (2012), S. 271 中も参照。
- (16) Philipp Osten, Der Tokioter Kriegsverbrechertprozess und die japanische Rechtswissenschaft, Berlin 2003.
- (17) 著者は、宮澤がドイツ語で公刊した東京裁判に関する

論文 (Kaichi Miyazawa, Rechtsprobleme der Kriegsverbrecherprozesse, in: *Bernhard Distelkamp* u.a. (Hrsg.), *Zwischen Kontinuität und Fremdbestimmung: Zum Einfluß der Besatzungsmächte auf die deutsche und japanische Rechtsordnung 1945 bis 1950: deutsch-japanisches Symposium in Tokio vom 6. bis 9. April 1994*, Tübingen 1996, S. 69 ff.) に、また、宮澤も、著者の教授資格請求論文(前掲注(4))に、それぞれ以前から興味・関心を持っていたようである。なお、本稿において、日本人を含め個人名にあえて敬称を付しなかったのは、宮澤が生前に「日本のほとんどの法律学論文において、文献引用・研究紹介等の際に、外国人学者の名前はみな呼び捨てにするのに、日本人学者だけに教授や博士のような敬称をつけて敬語を用いるのは矛盾しており、実におかしな風習である」とかねてより指摘し、その教えに従ったためである。

(18) 本シンポジウムにおける報告は、*Klaus Marren/Kaichi Miyazawa/Gerhard Werle* (Hrsg.), *Der Umgang mit Kriegs- und Besatzungsrecht in Japan und Deutschland*, Berlin 2001 と同く、論文集として刊行されている。

(19) なお、ゲーアハルト・ヴェルレ〔著〕≡フィリップ・オステン〔訳〕「国際刑法と国内刑事司法」(前掲注(2))

はこのときの講演原稿を和訳したものである。

(20) 本シンポジウムの概要については、http://www.keio.ac.jp/ia/press_release/2006/kr74d300000ahcc.html (最終閲覧日：二〇一二年八月三十一日) も参照。